

**本宮市自主的財政健全化計画
第2次改訂版**



福島県本宮市

平成22年12月

本宮市自主的財政健全化計画 第2次改訂版 目次

改定にあたって	1
1 財政健全化計画の改訂方針	2
(1) 計画改訂の趣旨	2
(2) 改訂の基本的な視点	2
(3) 計画期間	3
2 財政健全化計画の重点目標	4
(1) 住民サービスの維持向上と産業の振興	4
(2) 借入金の適正額までの早期低減	6
(3) 「基本計画事業」等の計画的実施	7
3 財政健全化のための具体的な取り組み内容	11
(1) 歳入の部	11
① 税収の確保	11
② 遊休市有財産の処分	11
③ その他の収入の確保	11
(2) 歳出の部	12
① 人件費の適正な管理	12
② 物件費の削減	13
③ 事業の見直し	13
(3) 特別会計の財政健全化	13

4	改訂後計画実施による財政の推移	14
(1)	歳入の推移	15
(2)	歳出の推移	17
(3)	形式収支の推移	19
(4)	推計の試算条件	21
(5)	標準財政規模と財政力指数の推移	24
(6)	地方債（市債）及び債務負担行為残高の推移	25
(7)	積立金（基金）残高の推移	27
(8)	公債費比率、実質公債費比率及び起債制限比率の推移	28
(9)	市民一人あたりの換算額の推移	30
(10)	財政健全化法における4指標の見通し	33
	【用語一覧】	34

改訂にあたって

世界的な経済不況の影響を受け、急激に悪化していたわが国の景気は、緩やかに回復していると言われていますが、大幅な景気回復はいまだ期待できず、厳しい雇用情勢が続くなど、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。一方、自治体は、地方分権の流れの中にあって、それぞれが「自己責任」、「自己決定」のもと住民福祉の向上のために一層の創意工夫が求められる時代となっています。

また、平成19年6月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が制定され、自治体の財政運営に厳しい規律が求められることとなりました。

本宮市は、平成19年1月1日新市として誕生して以来、足腰の強い自治体を目指してまいりました。そのため、平成20年3月には、「本宮市自主的財政健全化計画」を策定し、同年12月には、見直しによる「第1次改訂版」を策定し、現在、着実かつ確実に遂行しております。

この間、長年の大きな課題としていた工業等団地借入金の償還にも25年間にわたる長期償還の目途が付き、健全財政に向けて大きな一歩を記したところであります。

ところで、「第1次改訂版」策定後、経済不況による著しい市税収入の減少、国からの経済危機対策臨時交付金等の交付による事業の前倒しや新規事業の実施など、計画と現状とに大きな乖離(かいり)が生じてまいりました。さらに、中学生までの医療費無料化の拡大、公立学校等施設耐震化事業の実施、合併支援道路整備事業の開始に伴う事業の実施など、新たな財政需要も生まれ、計画見直しの必要性が生じてまいりました。

つきましては、より実効性の高い計画とするため、「本宮市自主的財政健全化計画」の基本的な方向性は堅持しながら、その内容の一部を改訂することとしました。この「本宮市自主的財政健全化計画第2次改訂版」では、財政を取り巻く状況の変化等を踏まえ、新たな財政収支の見通しを立てています。

自治体を取り巻く環境は、さらに厳しさが増すことが予想されますが、私は、この「第2次改訂版」のもと借入金を適正額まで早期に減らし、持続可能な自治体として一層住民福祉の向上を図り、笑顔あふれる楽しいまちづくりを目指してゆきたいと考えております。

結びに、市民、議会、行政が一体となって、本計画を一步一步着実に達成しながら、この難局を乗り越えていきたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成22年12月

本宮市長 佐藤 嘉重

1. 財政健全化計画の改訂方針

(1) 計画改訂の趣旨

本市においては、平成20年3月に「本宮市自主的財政健全化計画」を策定し、この計画に基づき様々な施策を講じてきました。

平成20年12月には、第1回目の計画見直しを行い「本宮市総合計画」と整合性を図り、かつ、新たな行政需要を含めた「本宮市自主的財政健全化計画 第1次改訂版」を策定しました。

その後、第1次改訂版策定から2年が経過する中で、景気の低迷による市税収入の減少や国からの経済危機対策臨時交付金等の交付による事業実施など状況は著しく変化しており、さらには、公立学校等施設耐震化事業の実施、合併支援道路整備事業の開始に伴う事業などの実施による新たな財政需要が生じており、それらを含めた計画の見直しが必要となってきました。

そこで、財政を取り巻く状況の変化等を踏まえ、新たな財政収支の見通しを立てた上で、「本宮市自主的財政健全化計画 第2次改訂版」を策定することとしました。

(2) 改訂の基本的な視点

- 人口推計を見直すこととしました。
- 「本宮市自主的財政健全化計画 第1次改訂版」の基本的な考え方は継承することとしました。
- 平成20年度及び21年度の決算額、平成22年度の決算見込額を勘案し、計数を見直すこととしました。
- 経済成長率の鈍化を勘案し、税収等の伸びを見直すこととしました。
- 大規模な普通建設事業など、新たな行政需要を見込み、また、事業規模、実施時期を見直すこととしました。

(3) 計画期間

平成19年度に初版計画を策定し、平成20年度には「本宮市総合計画」の策定と合わせ第1次改訂版の策定、そして今回、再度財政収支の見直しを行い第2次改訂版を策定しました。今後は、3ヵ年ごとに見直しを行うローリング方式を基本とします。

また、工業等団地借入金の償還計画※を見据えて本計画の計画期間は次のとおりとします。

なお、計画期間のうち、平成23年度までの期間については、公立学校等施設の整備事業や菅田橋架け替え事業等の大規模な建設事業の実施による財政負担が特に大きくなる期間のため、特に重点取組期間と位置づけます。

全体計画期間 : 平成19年度～平成32年度（14年間）

（第1次改訂版による計画期間：平成21年度～平成32年度）

（第2次改訂版による計画期間：平成23年度～平成32年度）

重点取組期間 : 平成19年度～平成23年度（5年間）

《ローリング・スケジュール》

区分		年度	重点取組期間												
			H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
第1次	実施年度		○												
	ローリング 計画期間			←											→
第2次	実施年度				○										
	ローリング 計画期間					←								→	
第3次	実施年度							○							
	ローリング 計画期間								←					→	
第4次	実施年度										○				
	ローリング 計画期間											←		→	

※ 工業等団地借入金の償還計画：県土地開発公社（金融機関分）からの借入金のうち、県からの支援金による30億円を返済した残りの分は、平成32年度までに完済予定です。また、県から支援を受けた30億円については、平成33年度以降44年度までに償還することとなります。

2. 財政健全化計画の重点目標

本計画では、次の3項目の実現を重点目標とします。

- 住民サービスの維持向上と産業の振興
- 借入金の適正額までの早期低減
- 「基本計画事業」等の計画的実施

(1) 住民サービスの維持向上と産業の振興

高齢者対策や子育て支援などの住民サービスの維持向上と農業・商工業の振興を図ります。

住民サービス向上のために、平成20年度以降新規に実施、または拡充された次の事業については、今後も継続します。

《主な内容》

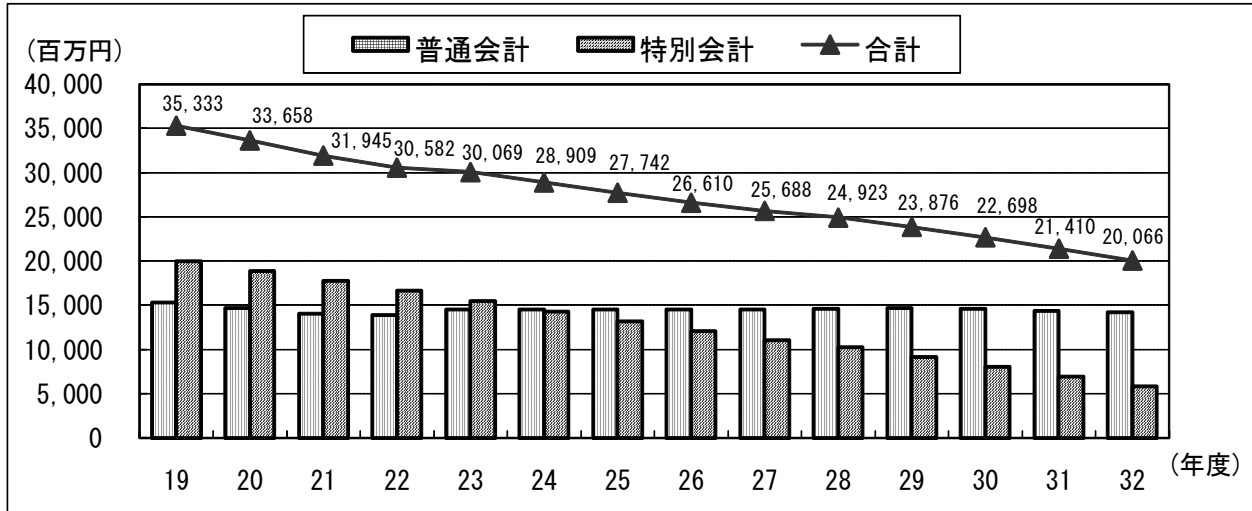
分野	実施内容	
	事業名等	事業の説明
子育て支援	子ども基金助成事業 【頑張る市民応援事業】	子ども基金を財源とし、子育て支援を目的とする活動を行う個人や団体を支援する。
	子ども医療費助成事業	
	小学生医療費助成事業	小学生の医療費のうち個人負担分を全額公費負担する。(平成21年1月より実施)
	中学生医療費助成事業	中学生の医療費のうち個人負担分を全額公費負担する。(平成22年度より実施)
	放課後児童健全育成事業	就労等により放課後児童の保育ができない保護者に代わり、放課後児童クラブで児童を保育する。
	延長保育事業	午後7時まで保育時間を延長して保育を行う。(平成21年度より全ての市立保育所において実施)
	預かり保育事業	幼稚園の教育時間以外の時間帯に家庭での保育が困難な園児について保育を行う。(平成21年度より全ての市立幼稚園において実施)
	妊産婦健康管理事業	妊婦健康診査を15回まで全額公費負担する。
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集える場として「つどいの広場」を開設する。
家庭児童相談室運営事業	家庭における適正な児童養育、その他児童の福祉向上のための相談、指導及び援助を行うため、家庭児童相談員を配置する。	

分野	実施内容	
	事業名等	事業の説明
子育て支援	スクールソーシャルワーカー配置事業	不登校、いじめなどを含む児童生徒等の問題行動等の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置する。
	放課後子ども教室推進事業	子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、市内7小学校区に放課後子ども教室（遊友クラブ）を開設する。
高齢者福祉	ふれあいプラザ等入浴料の軽減	入浴料を60歳以上100円、小学生以下を無料とする。
	高齢者健康診査の公費負担	70歳以上の高齢者健康診査に係る自己負担分を一部公費負担する。
産業振興	農業振興基金支援事業 【頑張る市民応援事業】	農業振興基金を財源とし、農家や農業団体等が実施する、地域の農業振興や活性化に寄与する事業に対し支援する。
	農地・水・環境保全向上対策負担金事業	農業用施設の保全及び地域環境の保全向上のために、農業者と地域住民が組織的に実施する共同活動を支援する。
	商工振興基金支援事業 【頑張る市民応援事業】	商工振興基金を財源とし、まちづくりを協働で推進する市民団体等が、まちづくり、地域づくりのために行う事業を支援する。
健康増進	健康力アップ応援事業	健康づくり体操、食に関する健康づくり講演会、講習会等を実施する。（平成21年度より実施）
	生徒・児童・園児等の健康づくり推進事業	学校等で実施する、生徒・児童・園児等の健康づくりの取組みを支援する。（平成21年度より実施）
	一般健康診査等の個人負担の軽減	受診率向上対策として、特定の年代等の個人負担を軽減する。
	子宮頸がん予防ワクチン接種事業	子宮頸がん予防のため、最も効果的な一次予防であるワクチン接種事業を行う。（平成22年度より実施）

(2) 借入金の適正額までの早期低減

本市の借入金は、平成22年度末で約306億円となる見込みですが、計画的な償還を図るとともに、緊急不可欠な事業実施が生じた場合を除き新たな起債は必要最小限に抑えることにより、平成32年度までには、約200億円に低減することとします。

《地方債※1・債務負担行為※2残高の推移》



[単位：百万円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
普通会計	普通会計	15,358	14,719	14,109	13,926	14,567	14,548	14,529
	地方債現在高	13,677	13,360	13,020	13,083	13,946	14,110	14,254
	債務負担行為額	1,681	1,359	1,089	843	621	438	275
特別会計	特別会計	19,975	18,939	17,836	16,656	15,502	14,361	13,213
	地方債現在高	10,629	10,213	9,730	9,472	9,062	8,664	8,259
	債務負担行為額	9,346	8,726	8,106	7,184	6,440	5,697	4,954
合計	合計	35,333	33,658	31,945	30,582	30,069	28,909	27,742
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
普通会計	普通会計	14,537	14,594	14,665	14,697	14,618	14,434	14,206
	地方債現在高	14,334	14,444	14,553	14,620	14,572	14,411	14,195
	債務負担行為額	203	150	112	77	46	23	11
特別会計	特別会計	12,073	11,094	10,258	9,179	8,080	6,976	5,860
	地方債現在高	7,862	7,477	7,234	6,748	6,242	5,732	5,209
	債務負担行為額	4,211	3,617	3,024	2,431	1,838	1,244	651
合計	合計	26,610	25,688	24,923	23,876	22,698	21,410	20,066

- ・ 平成19年度から21年度は決算額、平成22年度以降は計画額としています。
- ・ 上記表の金額は、地方債においては元金、債務負担行為においては元金となっており、元金と元金とが一致しない場合があります。
- ・ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

- ※1 地方債：市町村が行う長期の借入金で、政府や公営企業金融公庫、または銀行など民間資金から借入を行い、生活関連施設の整備や都市基盤、教育・文化施設の建設のための財源とされる。また、地方債を起すことを起債という。
- ※2 債務負担行為：履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつ。また、債務負担行為は、事業、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要がある。

(3) 「基本計画事業」等の計画的実施

合併協議の中で基本計画事業または構想事業に位置づけられた事業、さらには新規の普通建設事業等については、事業費の適正化・平準化の観点から検討を加え、計画的に実施します。

計画期間中において、事業が実施された、または、実施中及び実施が予定されている主な事業は、次のとおりです。

《主な事業と内容》

[単位：百万円]

分野	事務事業		実施期間 上段：第1次改訂版 下段：第2次改訂版	総事業費 (予定額) 上段：第1次改訂版 下段：第2次改訂版
	事業名	事業内容		
道路・橋梁、河川関係				
	堀切・赤坂線整備事業	名郷橋架け替え L=498m C=5.5(9.25)m	(H17~23)	(840)
			H17~24	960
	大山・松沢線整備事業 (安達太良ドリムライン)	幹線道路の整備 L=780m W=6(10.0)m 改良舗装工事・橋梁整備1箇所	(H16~28)	(614)
			H16~28	644
	菅田橋整備事業 (二本松市との共同事業)	菅田橋整備 除石・江口線 L=150m W=6(10.0)m 下部工(橋台2基 橋脚2基) 上部工(一式) 取付道路 L=460m	(H14~24)	(837)
			H14~24	838
	社会資本整備総合交付金事業 (旧 まちづくり交付金事業)	道路整備・地域生活基盤施設・高次都市施設整備事業	(H19~23)	(1,028)
			H19~23	1,063
	生活道路整備事業	一般市道の整備 白沢地区 37路線 L=12,515m 本宮地区 65路線 L=12,698m	(H19~32)	(740)
			H19~32	740
	阿武隈川本築堤関連社会資本整備総合交付金事業(旧 まちづくり交付金事業)	道路改良事業 街路灯・ベンチ整備事業 公園・ポケットパーク整備事業	(H24~31)	(343)
			H25~29	192
	道路台帳統合事業	H21: 路線の見直し、道路台帳図面統合 H22: 本宮地区農道の市道認定整備、調書統合、道路網検索システム設定、道路管理システム費	(H21~22)	(20)
			H21~22	20

分野	事務事業		実施期間 上段：第1次改訂版 下段：第2次改訂版	総事業費 (予定額) 上段：第1次改訂版 下段：第2次改訂版
	事業名	事業内容		
	【新規】 沢目・愛宕線整備事業	幹線道路の整備 L=684m W=6m	- H21~24	- 131
農業関係				
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	花実の里「福舞里」プラン実現のため農業振興及び地域の活性化を目指す事業 畑地3団地、基盤整備事業	(H18~25)	(95)
			H18~25	95
	経営体育成基盤整備事業	長屋地区区画整理、用排水路・暗渠工換地	(H16~21)	(24)
			H16~21 (事業完了)	24
	老朽ため池整備事業 (岩根大池)	H20：県単調査設計事業 H22：事業採択申請 H23：堤体改修工事（～27）	(H20~24)	(35)
			H20~27	56
教育施設関係				
	本宮小学校改築・大規模改造事業	H19：第2校舎耐震補強大規模改造工事 H20：第1校舎解体、新校舎建設 H21：新校舎建設、第3校舎解体、外構工事 H22：低学年用グラウンド整備、外構工事	(H18~22)	(1,245)
			H18~22	1,210
	岩根小学校整備事業	岩根小学校の児童数急増に対応するための校舎増築工事及び耐震補強工事、体育館改築工事 H19~21：校舎増築工事及び耐震補強工事 H22~23：体育館改築工事 H22~23：校舎増築工事（第2期）	(H19~21)	(440)
			H19~23	960
	公立学校等施設修繕事業	市内の公立学校施設、小・中学校、保育所、幼稚園のうち、建築から年数が多く経過し老朽化が目立つ施設について、安全性を重視しながら計画的に施設の修繕を図る。	(H18~32)	(273)
			H18~32	441
	公立学校等施設耐震化事業	市内の公立学校等施設で、昭和56年以前に建築された2階建て以上、もしくは1棟の面積が200㎡以上のすべての施設について耐震診断の結果に基づく耐震化を図る。	(H20~31)	(670)
			H20~32	1,864

分野	事務事業		実施期間 上段：第1次改訂版 下段：第2次改訂版	総事業費 (予定額) 上段：第1次改訂版 下段：第2次改訂版
	事業名	事業内容		
公共施設関係				
	複合施設整備事業 (本宮市民元気いきいき応援プラザ)	県立本宮診療所廃止に伴う代替施設(複合施設)の建設 【機能構成】健康増進・高齢者多世帯交流・子育て支援	(H19~21) H19~21 (事業完了)	(800) 801
	白沢総合支所建設事業	産業センター跡地を利用した支所建設	(H19~21) H19~23	(288) 297
	【新規】 老人憩の家建設事業	老人憩の家老朽化に伴い改築する。	- H27~28	- 69
	【新規】 本宮運動公園みんなの原っぱ整備事業	本宮運動公園のみんなの原っぱを市民の憩いの広場として整備する。 テニスコート旧管理棟改修・園路施設工事・休養施設整備	- H23~28	- 42
	【新規】 白沢総合支所周辺環境整備事業	白沢総合支所移転に伴い、白沢総合支所・白沢公民館周辺の施設・環境を整備する。	- H23~25	- 80
消防施設事業				
	防災行政無線のデジタル化事業	電波法の改正に伴い、現在使用している行政無線がアナログからデジタル化されるための基地局、固定局並びに移動局の更新と現行の2波から1波へ統合する。	(H22~28) H22~32	(194) 132
	消防ポンプ車整備事業	消防ポンプ自動車並びに小型ポンプ積載車について、取得後20年経過した車両を更新し有事に備える。	(H19~31) H19~31	(217) 216
	消防屯所建設事業	消防ポンプ自動車の更新に伴い、作業エリアの確保と車両サイズに適合した大きさの屯所に建替える。	(H23~27) H23~29	(84) 84

分野	事務事業		実施期間 上段：第1次改訂版 下段：第2次改訂版	総事業費 (予定額) 上段：第1次改訂版 下段：第2次改訂版
	事業名	事業内容		
計画策定事業等				
	国土利用計画策定事業	国土利用計画を策定する。	(H23~24)	(4)
			H23~24	4
	農業振興地域整備計画策定事業	農業振興地域整備計画を策定する。	(H23~25)	(10)
			H23~25	10
	都市計画マスタープラン策定事業	都市計画マスタープランを策定する。	(H23~25)	(20)
			H23~25	33

3. 財政健全化のための具体的な取り組み内容

本計画を達成するため、具体的目標を定めながら様々な歳入増及び歳出削減対策に取り組めますが、以下の項目については特に重点的に取り組めます。

(1) 歳入の部

① 税収の確保

市税は、市の収入の柱となるものですが、収納率は低下の傾向にあり、自主財源確保の観点からも収納率の向上が必要となっています。そのため、市では市税等滞納整理対策推進本部を設置しており、市税等の収納率の向上や滞納の解消に一層積極的に取組み、市税収入等の確保に努めます。

② 遊休市有財産の処分

市が所有する遊休財産（土地・建物）のうち将来の利用計画がないものについては、適正に処分を行います。

また、利用計画があるものについても、計画実施までの間、一時利用や一時貸付などの暫定的な有効活用に努めます。

③ その他の収入の確保

使用料や手数料などの受益者負担については、経費の節減に努めるとともに、行政サービスの公平性の確保の観点から、受益とコストのバランス、他自治体や民間との均衡なども考慮した適正化を図る必要があるため、今後の本市における受益者負担について、そのあり方を示すとともに、使用料や手数料などの見直しを進めます。

また、市税の収納率向上と並行し、公平・公正の原則に照らし、収入増を図ります。

(2) 歳出の部

① 人件費の適正な管理

職員の給料や各種手当である人件費については、職員数に大きく影響されます。

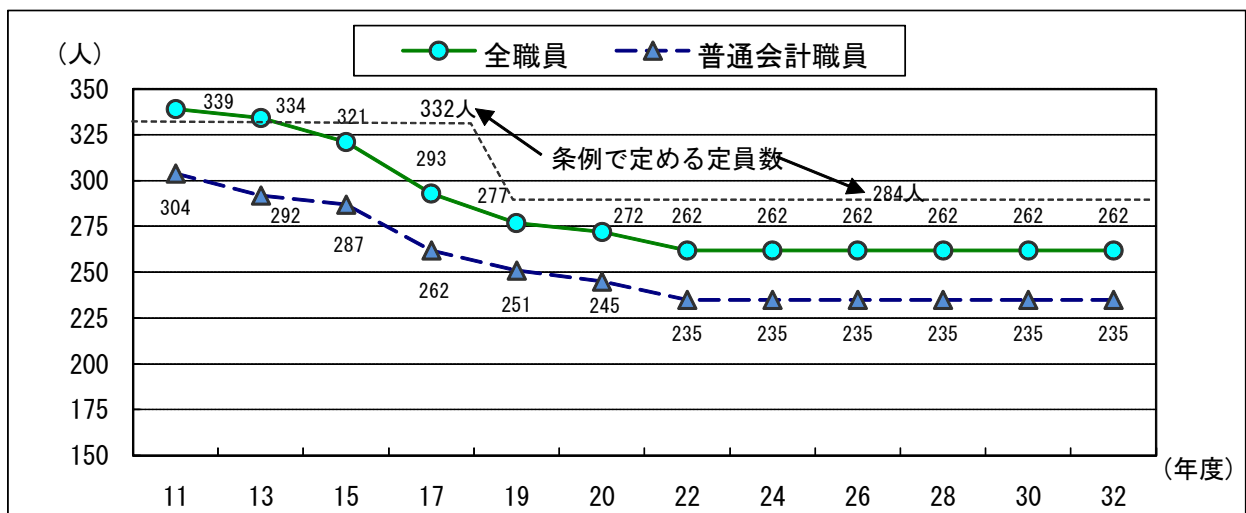
平成22年4月1日現在の本宮市の普通会計の職員数は235人ですが、類似団体※1の職員数297人（平成21年4月1日現在）と比較すると62人の減員となっています。

本市では、平成20年度に本宮市定員適正化計画を定め、事務・事業の整理、簡素で合理的な組織と職員の適正配置を進めるとともに、市民及び各種団体との連携、協働の取り組みを図り職員数の抑制に努めています。

また、給与については、平成20年度から3年間にわたり、特別職給料及び議員報酬の減額、管理職給料及び手当の減額を実施し、削減を図りました。

今後、職員の年齢構成の偏在解消や事業量に応じた柔軟な職員体制へ配慮しながら、人件費の適正な管理を行います。

《職員数の推移》



[単位：人]

区分	年度	H11	H13	H15	H17	H19	H20	H22	H24	H26	H28	H30	H32
全職員数		339	334	321	293	277	272	262	262	262	262	262	262
普通会計職員数		304	292	287	262	251	245	235	235	235	235	235	235

※1 類似団体：人口や産業構造が類似している同規模の自治体。類似団体の指数は、標準的な財政運営を行っている（実質単年度収支において著しく多額の赤字がない、地方債の元利償還金が著しく多額でない）市町村を選定し算出している。

② 物件費の削減

施設の維持管理に伴う諸経費や、消耗品費、委託料、備品購入費といった経常的な物件費については、行政サービス水準を維持しながらも、さらなる効率化を図るとともに、事務の進め方についても職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費削減に努めます。

③ 事業の見直し

合併協議において基本計画事業または構想事業に位置づけされた事業、さらには新規の普通建設事業等については、市民サービスの低下につながらないよう配慮しながら、事業実施の時期や事業内容の見直しを行います。

(3) 特別会計※1の財政健全化

料金収入などの事業収入により事業を運営するという独立採算の原則に基づき、市民サービスの維持・向上に留意しながら、経営上の課題を明確にするとともに、各事業についての経営健全化を図り、自立した経営の確立に努めます。

また、独立採算の原則に立ち返り、事業全般の見直しや受益者負担の適正化に取り組み、基準外繰出金※2の削減を図ります。

※1 特別会計：一般会計に対するもので、特定の事業を行う場合や、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理する場合に設置する会計である。工業用地造成事業特別会計や国民健康保険特別会計、水道事業会計などがこれにあたる。

※2 基準外繰出金：地方公営事業等に対する繰出金のうち、例えば、公共下水道事業の雨水処理に係る経費などその会計の収入をもって充てることが適当でない経費について、一般会計で負担するものを基準内繰出金といい、それ以外の繰出金が基準外繰出金で、いわゆる赤字補てん的な繰出金。

4. 改訂後計画実施による財政の推移

本市では、平成20年3月に、「本宮市自主的財政健全化計画」を策定し、計画に基づく様々な施策を講じてきました。

その後、合併後はじめて市としての決算が確定し、阿武隈川本築堤事業の開始、公立学校等施設耐震化事業の拡充などの行政需要を見込んでの見直しを行い、「本宮市第1次総合計画」との整合性を持たせた、「本宮市自主的財政健全化計画第1次改訂版」を平成20年12月に策定し、計画に基づいた財政運営を行ってきました。

本市の現状と第1次改訂版とを比較すると、歳入面においては地方交付税の増額や経済対策臨時交付金の交付分などが増えているものの、市の財源の根幹となる市税においては、平成21年度の決算額が計画より1億1,200万円減額、平成22年度の決算見込みが4億1,700万円の減額となります。今後も税収は厳しい状況が続くことが予想されます。

歳出面では、定額給付金や子育て応援特別手当の支給、経済危機対策臨時交付金等の交付による事業の実施などにより、平成21年度決算は計画よりも13億4,900万円増額しました。

平成21年度決算における歳入と歳出の差額は、6億3,600万円の黒字となり、財政調整基金への編入も可能となっています。後年度において、公立学校等施設耐震化事業、合併支援道路関連公共施設整備事業、後期高齢者医療制度に関する費用の増額などの新たな財政需要が生まれており、計画と現状にかい離が生じているため、平成21年度の決算状況や平成22年度の決算見込みを勘案し、さらに、人口推計を考慮した上で収支を推計しました。

本市の財政指数は、借入金の計画的な償還と、新たな起債の抑制などにより徐々に良い方向に向かいます。特に、平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で規定する、「財政健全化団体」及び「財政再生団体」を判断する指標の一つでもある「実質公債費比率」は、平成23年度決算において、起債許可団体ライン（18%）を下回る見込みです。

(1) 歳入の推移

歳入の中で市税については年々減額しており、今後も平成22年度の水準での推移を見込んでいます。地方交付税※1については、平成28年度から合併による特例算定が段階的に終了するため減額に向かいます。また、計画的に事業を実施するとともに新たな借入を必要最小限とすることにより、地方債の減額と平準化が図れます。

《歳入》

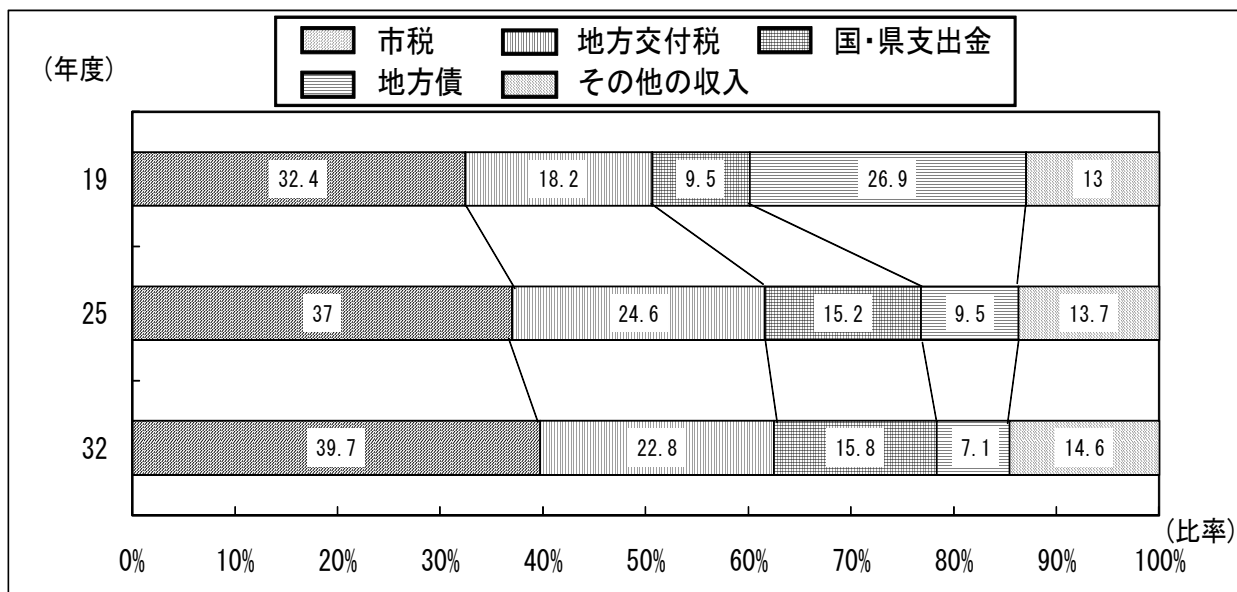
[単位：百万円]

項目 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市 税	4,459	4,451	4,255	3,960	3,953	3,946	3,939
地方譲与税	242	233	218	202	202	202	202
各種交付金	456	445	419	377	377	377	377
地方交付税	2,498	2,644	2,927	3,012	2,759	2,653	2,618
分担金及び負担金	171	196	203	171	165	165	165
使用料及び手数料	144	152	163	148	148	148	148
国・県支出金	1,308	2,687	2,077	2,467	2,217	1,766	1,620
財産・寄付金・諸収入	221	277	217	361	170	170	170
繰入金	362	923	2,041	812	667	466	403
繰越金	193	199	714	293	0	0	0
地方債	3,694	986	759	981	1,795	1,071	1,010
合 計	13,747	13,192	13,992	12,784	12,455	10,964	10,652
項目 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
市 税	3,932	3,925	3,915	3,905	3,895	3,885	3,875
地方譲与税	202	202	202	202	202	202	202
各種交付金	377	377	377	377	377	377	377
地方交付税	2,622	2,586	2,546	2,470	2,387	2,317	2,222
分担金及び負担金	165	165	165	165	165	165	165
使用料及び手数料	148	148	148	148	148	148	148
国・県支出金	1,641	1,591	1,586	1,499	1,493	1,520	1,537
財産・寄付金・諸収入	170	170	170	170	170	170	170
繰入金	201	218	186	233	190	264	364
繰越金	0	0	0	37	35	40	0
地方債	993	970	964	932	828	743	694
合 計	10,452	10,353	10,260	10,137	9,892	9,832	9,755

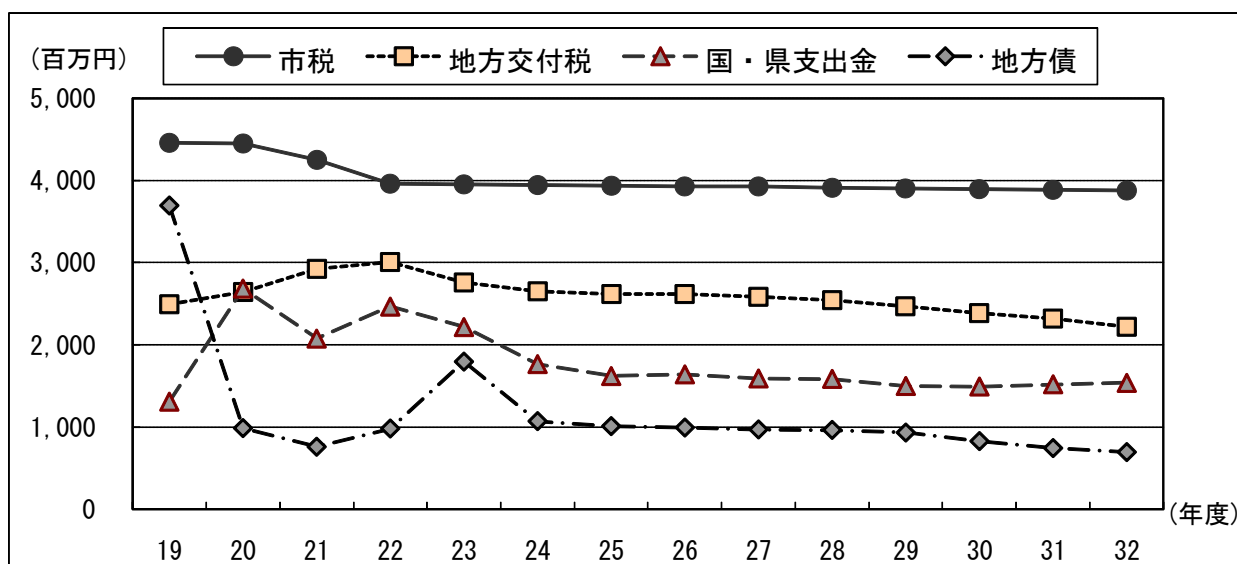
- ・ 平成19年度から21年度は決算額、平成22年度以降は計画額としています。
- ・ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

※1 地方交付税：地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、いずれも国税を財源として交付される税金。特別交付税は、その名のとおり災害等特別な事情でかかることになった経費の財源として国から支給されるのに対し、普通交付税は、通常的な自治体の運営に必要な経費を、地方税等の収入で賄えないときに国から財源保障のために交付される税金。

《歳入の構成比の推移》



《主な歳入の推移》



(2) 歳出の推移

歳出の中で人件費については、現状の職員数を維持することとしていますが、年齢層別職員構成の偏在性から、減額傾向で推移します。また、投資的経費※1については、平成23年度をピークに、平成24年度以降は計画的に事業を実施することで減額傾向となる見込みです。公債費※2についても、新たな借入を抑制することで大きな変動はなく推移します。

《歳出》

[単位：百万円]

項目 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	2,308	2,224	2,166	2,188	2,176	2,183	2,189
物件費	1,181	1,137	1,426	1,543	1,523	1,543	1,527
維持補修費	42	76	85	171	69	69	69
扶助費※3	812	763	906	1,318	1,321	1,319	1,318
補助費等	1,708	1,996	2,171	1,872	1,921	1,939	1,954
公債費	1,618	1,528	1,302	1,102	1,111	1,094	1,055
積立金※4	208	693	927	625	55	55	55
投資及び出資金・貸付金	3,262	89	86	87	87	87	87
繰出金	1,118	1,771	2,054	1,905	1,733	1,753	1,729
投資的経費	1,071	1,850	2,231	1,972	2,459	923	671
合計	13,328	12,127	13,356	12,784	12,455	10,964	10,652
項目 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人件費	2,161	2,151	2,100	2,047	2,030	1,992	1,999
物件費	1,484	1,484	1,479	1,463	1,463	1,463	1,463
維持補修費	69	80	75	80	79	73	69
扶助費※3	1,316	1,314	1,309	1,303	1,298	1,292	1,287
補助費等	1,914	1,899	1,839	1,819	1,740	1,758	1,713
公債費	1,102	1,050	1,048	1,060	1,073	1,100	1,103
積立金※4	55	55	55	55	45	38	25
投資及び出資金・貸付金	87	87	87	87	87	87	87
繰出金	1,737	1,758	1,736	1,762	1,736	1,748	1,748
投資的経費	528	475	459	392	262	282	262
合計	10,452	10,353	10,187	10,068	9,812	9,832	9,755

- ・平成19年度から21年度は決算額、平成22年度以降は計画額としています。
- ・表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

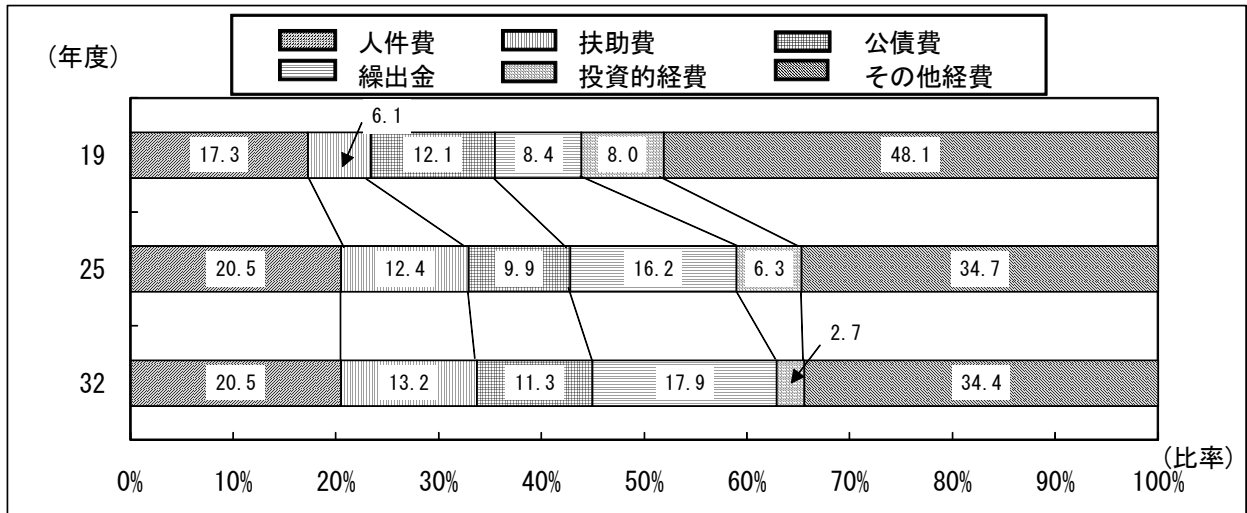
※1 投資的経費：道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費のことである。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されている。

※2 公債費：市町村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額をいう。公債費の償還には地方税や使用料収入等が充当されるが、中には国からの元利補給や地方交付税でその元利金の償還財源が措置される場合もある。

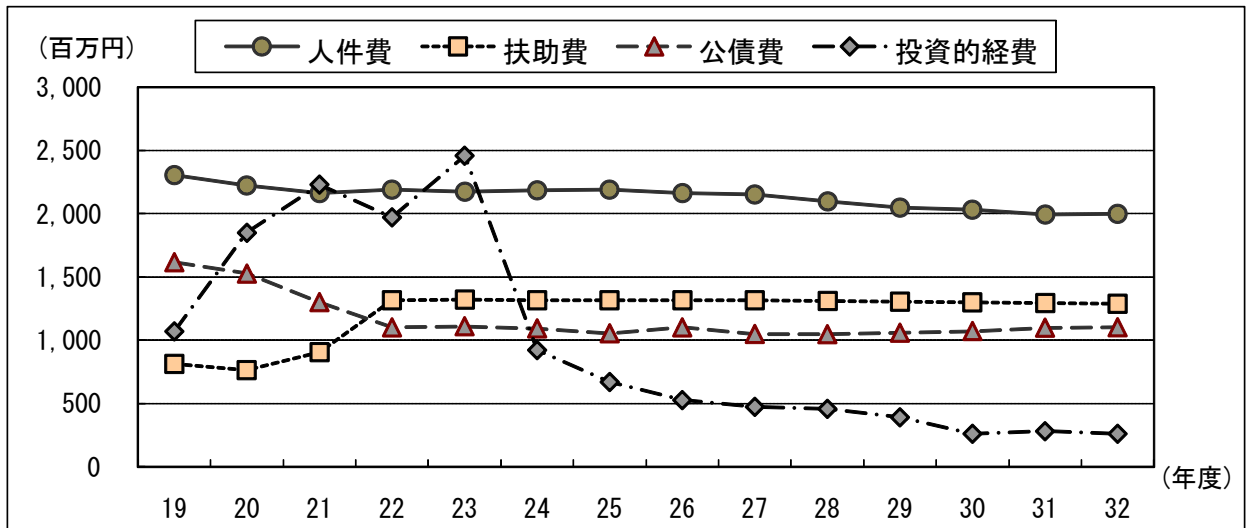
※3 扶助費：生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、法令外で支給する給付金など。

※4 積立金：計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは基金として管理される。

《歳出の構成比の推移》



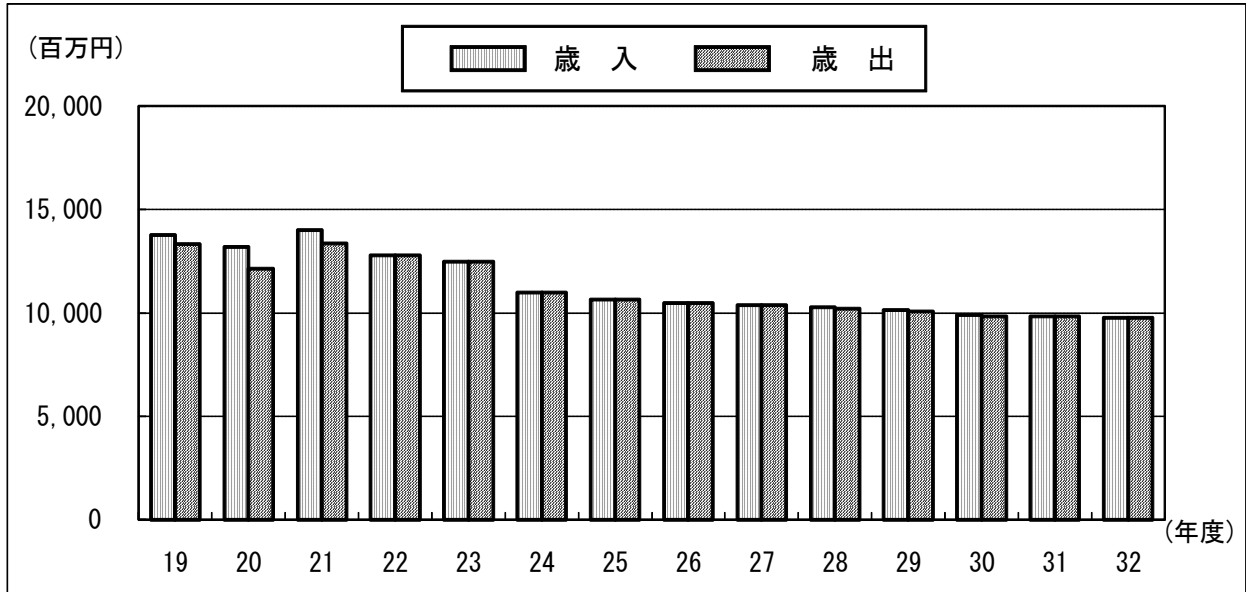
《主な歳出の推移》



(3) 形式収支※1の推移

税収や地方交付税の減に加え、大型建設事業の実施や各特別会計への繰出しによる財政需要が大きいため、平成22年から27年までは財政調整基金※2を取り崩しての財政運営となることを見込まれ、形式収支は0で推移します。平成28年度から平成30年度までは、決算剰余金が生じ、形式収支はプラスになることを見込まれ、財政調整基金への編入(積立)が可能となります。平成31年度以降は、再び財政調整基金を取り崩しての財政運営となり、形式収支は0で推移します。

《歳入・歳出の推移》



[単位：百万円]

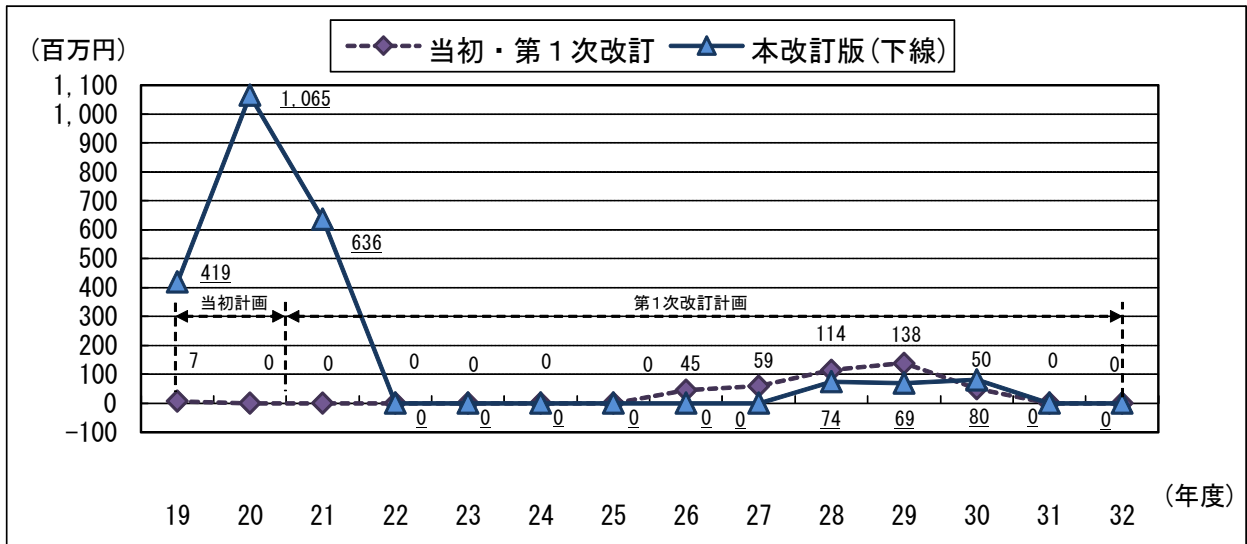
区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳入	13,747	13,192	13,992	12,784	12,455	10,964	10,652
歳出	13,328	12,127	13,356	12,784	12,455	10,964	10,652
形式収支	419	1,065	636	0	0	0	0
区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
歳入	10,452	10,353	10,260	10,137	9,892	9,832	9,755
歳出	10,452	10,353	10,187	10,068	9,812	9,832	9,755
形式収支	0	0	74	69	80	0	0

・ 平成19年度から21年度は決算額、平成22年度以降は計画額としています。

※1 形式収支：決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差引いた額。

※2 財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものである。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上を積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないことになっている。

《形式収支の推移》

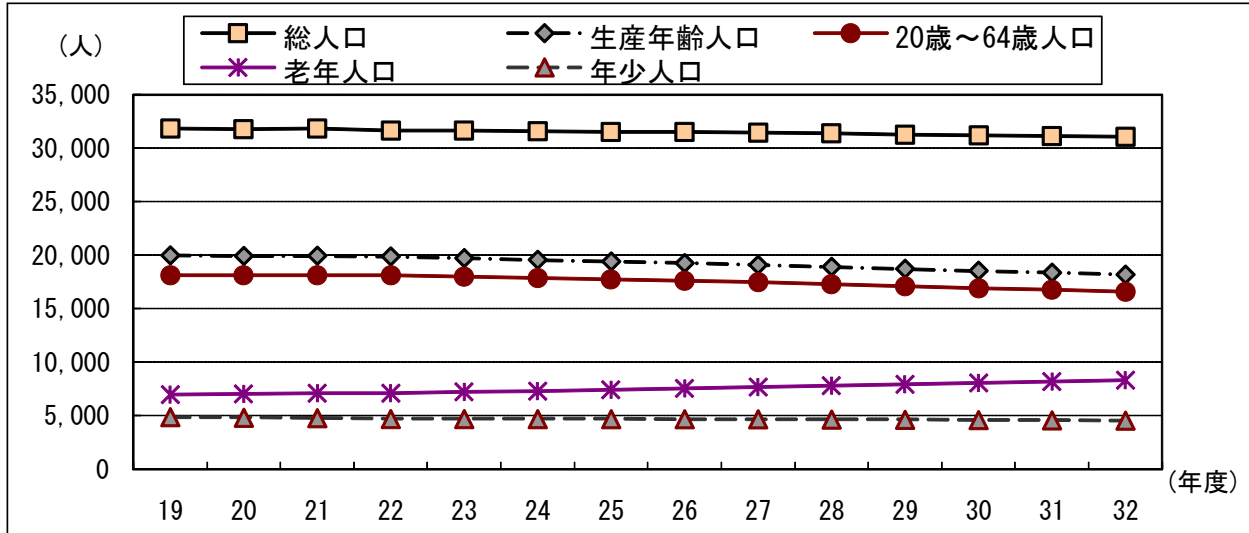


(4) 推計の試算条件

本計画においては、詳細な計画額を組み入れる際に、その項目によっては推計によらなければ算出できないものもあることから、次頁の歳入歳出の項目については、その推計の試算条件を設定して推計しています。

平成19年度から21年度は決算額とし、平成22年度は決算見込み額を基準としています。また、その際に用いた人口の推計は次のとおりです。

《人口の推計》



[単位：人]

区分	年度	H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(実績)	H23	H24	H25
総人口		31,833	31,804	31,856	31,686	31,642	31,598	31,554
年少人口		4,891	4,837	4,796	4,714	4,710	4,706	4,702
生産年齢人口		19,979	19,928	19,947	19,879	19,723	19,567	19,411
老年人口		6,963	7,039	7,113	7,093	7,209	7,325	7,441
20~64歳人口		18,120	18,156	18,141	18,101	17,977	17,853	17,729
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
総人口		31,510	31,464	31,379	31,296	31,213	31,130	31,054
年少人口		4,698	4,694	4,668	4,643	4,618	4,593	4,570
生産年齢人口		19,255	19,095	18,910	18,728	18,546	18,364	18,181
老年人口		7,557	7,676	7,801	7,925	8,049	8,173	8,304
20~64歳人口		17,605	17,479	17,299	17,121	16,943	16,765	16,585

- ・ 人口推計は、平成11年度、平成16年度及び平成21年度の住基人口（各年度10月1日現在）から平成22年度を基準に、コホート変化率法を用い過去10年間の人口変動から推計しました。
- ・ 年少人口：0～14歳の年少人口、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上
- ・ 予測結果については、端数処理のため合計が合わない場合があります。

・歳入推計の試算条件

項 目		内 容
市税	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の経済成長率を考慮し推計しています。 ・個人市民税には、人口推計による生産年齢人口の推移を反映させて推計しています。
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・土地分は、平成22年度決算見込額を基準としています。 ・家屋および償却資産分は、過去5年間の経済成長率を考慮し推計しています。
	その他の税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度決算見込額を基準としています。
地方交付税	普通交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の合併算定替えによる算出額を基準に、ルール算定が可能な部分はルール算定とし、それ以外の部分は、毎年対前年1%の減額を見込んでいます。
	特別交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度決算見込額を基準とし、毎年対前年1%の減額を見込んでいます。
地方譲与税 各種交付金 分担金及び負担金 使用料及び手数料 その他の歳入		<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度決算見込額を基準としています。
国・県支出金		<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉費負担金は、人口推計による年少人口の推移を反映させて見込んでいます。 ・普通建設事業の計画事業分は、その予定額を見込んでいます。 ・上記以外のものは、平成22年度決算見込額を基準としています。
繰入金		<ul style="list-style-type: none"> ・特定目的基金の繰入金は、これを財源とする事業の実施年度に繰入金として見込んでいます。 ・歳入歳出の収支推計において財源不足となった場合には、財政調整基金の繰入を見込んでいます。
繰越金		<ul style="list-style-type: none"> ・各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上を積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないことになっており、その残額を翌年度へ繰越します。
地方債		<ul style="list-style-type: none"> ・通常の地方債は、各年度においての計画事業の起債予定額を見込んでいます。

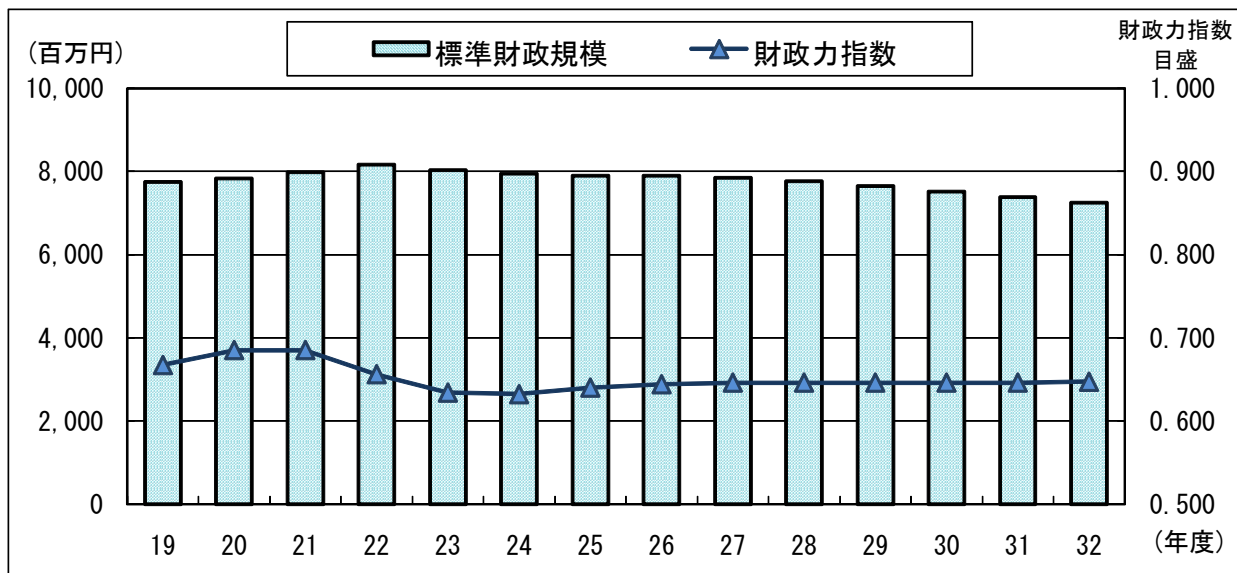
・歳出推計の試算条件

項 目	内 容
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員にかかる分は、人員配置計画により推計するとともに、議員報酬、特別職給料、管理職の給料及び手当は平成 22 年度までの削減額を見込んでいます。 ・その他の委員分は、平成 22 年度決算見込額を基準としています。
物件費 維持補修費 補助費等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度決算見込額を基準とし、平成 23 年度以降に予定される増減額について見込んでいます。
扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ・人口推計による年齢 3 区分（年少 0～14 歳、生産 15～64 歳、老年 65 歳以上）別人口の推移を反映し見込んでいます。
公債費	<ul style="list-style-type: none"> ・既発行分は、各年度の償還予定額を見込んでいます。 ・平成 22 年度以降は、各年度の計画事業の起債分の償還予定額を推計し見込んでいます。
積立金	<ul style="list-style-type: none"> ・計画事業に関する積立金は、その予定額を見込んでいます。 ・財政調整基金は、地方財政法に基づく歳計上剰余金の編入の方法によることとし、歳出の積立金としては見込まないものとします。
繰出金	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計への繰出金は、それぞれの収支計画により推計した額を見込んでいます。
普通建設事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点での計画事業の予定額を見込んでいます。
その他の歳出	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度決算見込額を基準としています。

(5) 標準財政規模と財政力指数の推移

地方交付税の減額に伴い標準財政規模※1も減少が見込まれます。一方、財政力指数※2については、一定の水準を維持することが見込まれます。

《標準財政規模と財政力指数の推移》



[標準財政規模単位：百万円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
標準財政規模		7,760	7,829	7,981	8,174	8,034	7,952	7,907	7,898	7,849	7,775
財政力指数		0.667	0.685	0.685	0.656	0.634	0.632	0.640	0.644	0.646	0.646
区分	年度	H29	H30	H31	H32						
標準財政規模		7,648	7,515	7,395	7,251						
財政力指数		0.646	0.646	0.646	0.647						

- ・ 平成19年度から21年度は決算額、平成22年度以降は計画額としています。

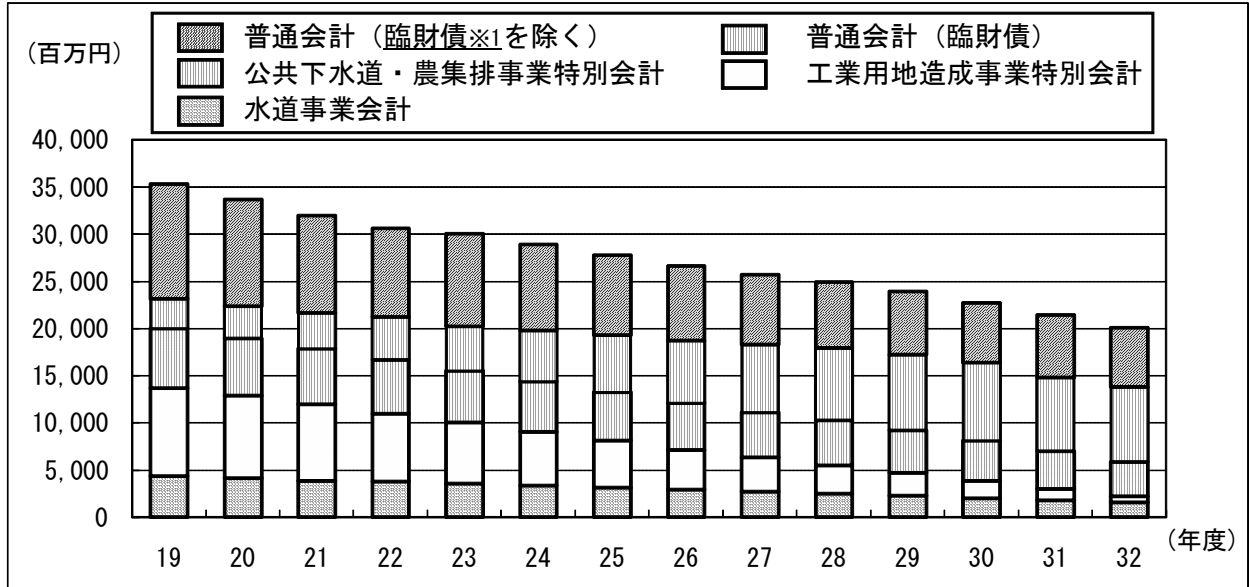
※1 標準財政規模：地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標。

※2 財政力指数：普通交付税の算出の際に計算される指標で「1」に近いほど自主財源が多いといえる。

(6) 地方債（市債）及び債務負担行為残高の推移

本市の借入金については、新規の借入を抑制し、計画的な償還を行っていくことで徐々に減少します。

《地方債・債務負担行為残高の推移（会計別）》



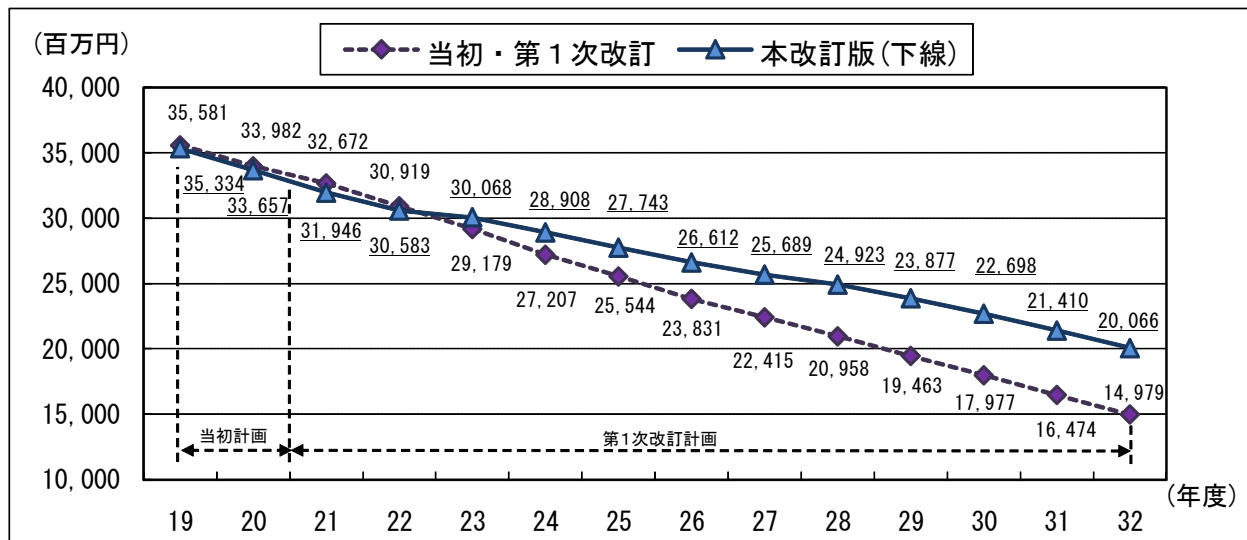
[単位：百万円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
普通会計		15,358	14,719	14,110	13,926	14,567	14,548	14,529
	(うち臨時財政対策債)	(3,169)	(3,408)	(3,823)	(4,563)	(4,727)	(5,407)	(6,046)
公共下水道・農業集落排水事業特別会計		6,307	6,082	5,881	5,696	5,491	5,317	5,130
工業用地造成事業特別会計		9,346	8,726	8,106	7,184	6,440	5,697	4,954
水道事業会計		4,323	4,131	3,849	3,777	3,570	3,346	3,129
合計		35,334	33,658	31,946	30,583	30,068	28,908	27,742
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
普通会計		14,538	14,594	14,665	14,697	14,619	14,434	14,206
	(うち臨時財政対策債)	(6,610)	(7,163)	(7,639)	(8,022)	(8,311)	(7,807)	(7,911)
公共下水道・農業集落排水事業特別会計		4,955	4,781	4,762	4,510	4,246	3,969	3,687
工業用地造成事業特別会計		4,211	3,617	3,024	2,431	1,838	1,244	651
水道事業会計		2,908	2,697	2,472	2,238	1,996	1,763	1,522
合計		26,612	25,689	24,923	23,876	22,699	21,410	20,066

- ・ 平成19年度から21年度は決算額、平成22年度以降は計画額としています。
- ・ 上記表の金額は、地方債においては元金、債務負担行為においては元利金となっています。
- ・ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

※1 臨財債：臨時財政対策債の略。国が策定する地方財政計画の財源不足に対応するため借り入れできる特別な地方債で、普通交付税の肩代わりとしての性格を持つものである。

《地方債・債務負担行為残高の推移（全会計合計）》

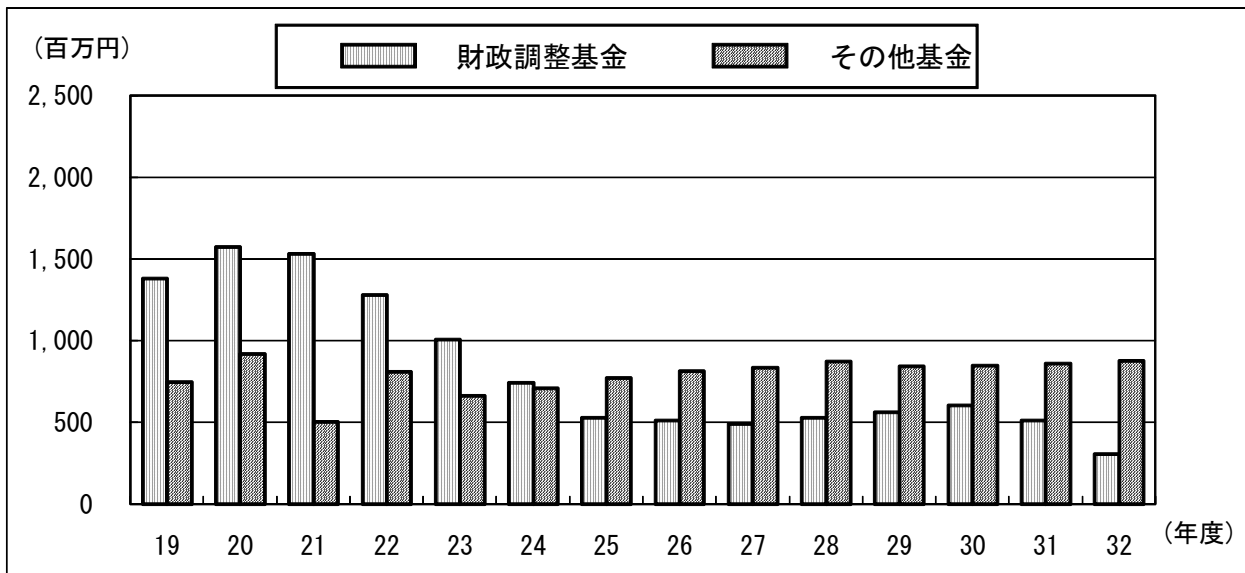


(7) 積立金（基金）残高の推移

税収や地方交付税の減に加え、大型建設事業実施や各特別会計への繰出しによる財政需要が大きいため、平成22年から27年までは財政調整基金を取り崩しての財政運営となることを見込まれます。平成28年度から平成30年度までは、決算剰余金が見込まれ、財政調整基金への編入（積立）が可能となりますが、平成31年度以降は、再び財政調整基金を取り崩しての財政運営となることを見込まれます。その結果、財政調整基金の残高は減額していきませんが、平成32年度末の時点で約3億円の残高が見込まれます。

また、その他の基金については、事業実施のために取り崩して繰入する基金もありますが、借入金の繰上償還財源とするため一時的に繰替運用※1していましたが地域福祉基金、ふるさと水と土保全基金への戻し入れが進むことや、後年度の支出に備えた減債基金※2や教育施設等整備事業基金等への積立を行うことにより、平成32年度末の時点で約8億7千万円の残高となる見込みです。

《積立金残高の推移》



[単位：百万円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
財政調整基金	1,377	1,573	1,530	1,280	1,007	742	526	509	488	525
その他基金	746	915	502	806	661	709	772	810	835	871
合計	2,123	2,488	2,032	2,086	1,668	1,451	1,298	1,319	1,323	1,396
区分 \ 年度	H29	H30	H31	H32						
財政調整基金	560	600	508	303						
その他基金	842	846	860	876						
合計	1,402	1,446	1,368	1,179						

・ 平成19年度から21年度は決算額、平成22年度以降は計画額としています。

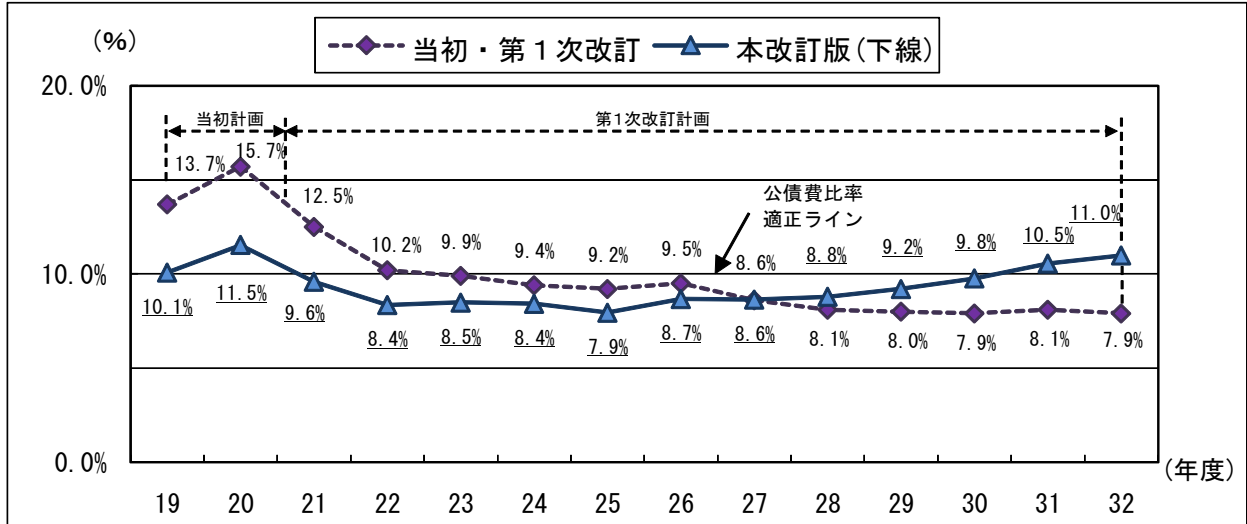
※1 繰替運用：一時借入金及び地方債の方法により基金を運用すること。

※2 減債基金：債務の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てる目的で設置する基金のこと。

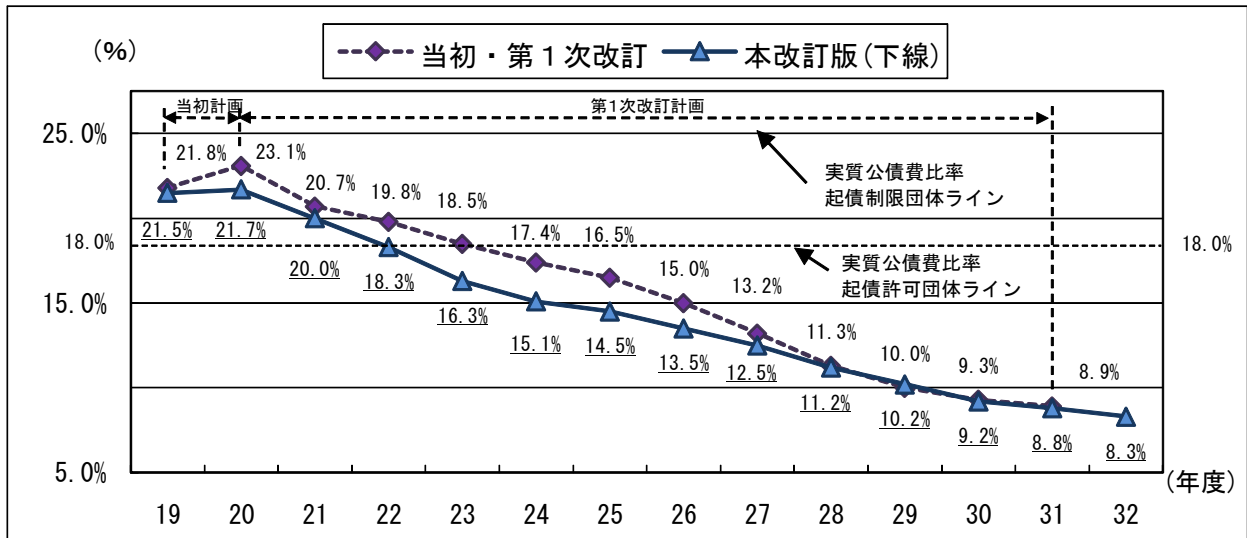
(8) 公債費比率※1、実質公債費比率※2 及び起債制限比率※3 の推移

新たな起債を最小限に留め、借入金の計画的な償還を行っていくことで各指標の比率が下がり、財政の健全化に向かいます。

《公債費比率の推移》



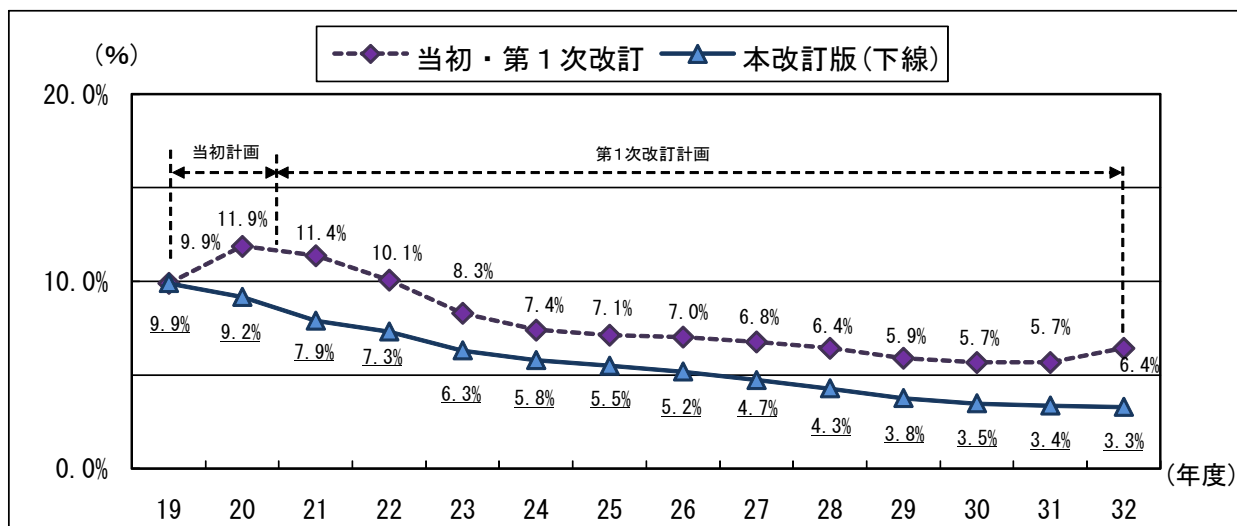
《実質公債費比率の推移》



・第2次改訂版からは決算年次の実質公債費比率を表示することとしたが、当初計画及び第1次改訂版では、適用年次の比率を用いていたため、当初計画・第1次改訂版の平成32年度比率は算出していません。

- ※1 公債費比率：市町村における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の、標準財政規模に対する割合をいう。
- ※2 実質公債費比率：平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された指標。（詳しくは、巻末の用語一覧を参照）
- ※3 起債制限比率：地方債の許可制限に係る指標として地方債許可指針に規定されたもの。（詳しくは、巻末の用語一覧を参照）

《起債制限比率の推移》



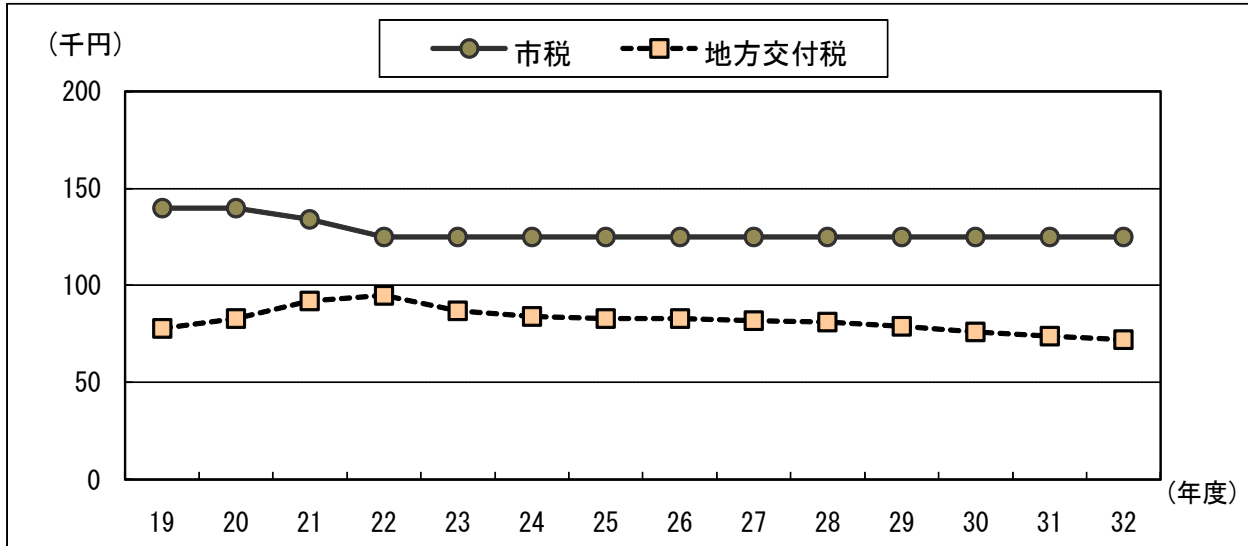
区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公債費比率	10.1%	11.5%	9.6%	8.4%	8.5%	8.4%	7.9%	8.7%	8.6%	8.8%
実質公債費比率	21.5%	21.7%	20.0%	18.3%	16.3%	15.1%	14.5%	13.5%	12.5%	11.2%
起債制限比率	9.9%	9.2%	7.9%	7.3%	6.3%	5.8%	5.5%	5.2%	4.7%	4.3%
区分 \ 年度	H29	H30	H31	H32						
公債費比率	9.2%	9.8%	10.5%	11.0%						
実質公債費比率	10.2%	9.2%	8.8%	8.3%						
起債制限比率	3.8%	3.5%	3.4%	3.3%						

・ 平成19年度から21年度は決算額、平成22年度以降は計画額としています。

(9) 市民一人あたりの換算額の推移

健全化計画による推計値と今回実施した人口推計による総人口を用いて、市民一人あたりの換算額の推移を下記のとおり試算しました。

《市民一人あたりの主な歳入の推移》

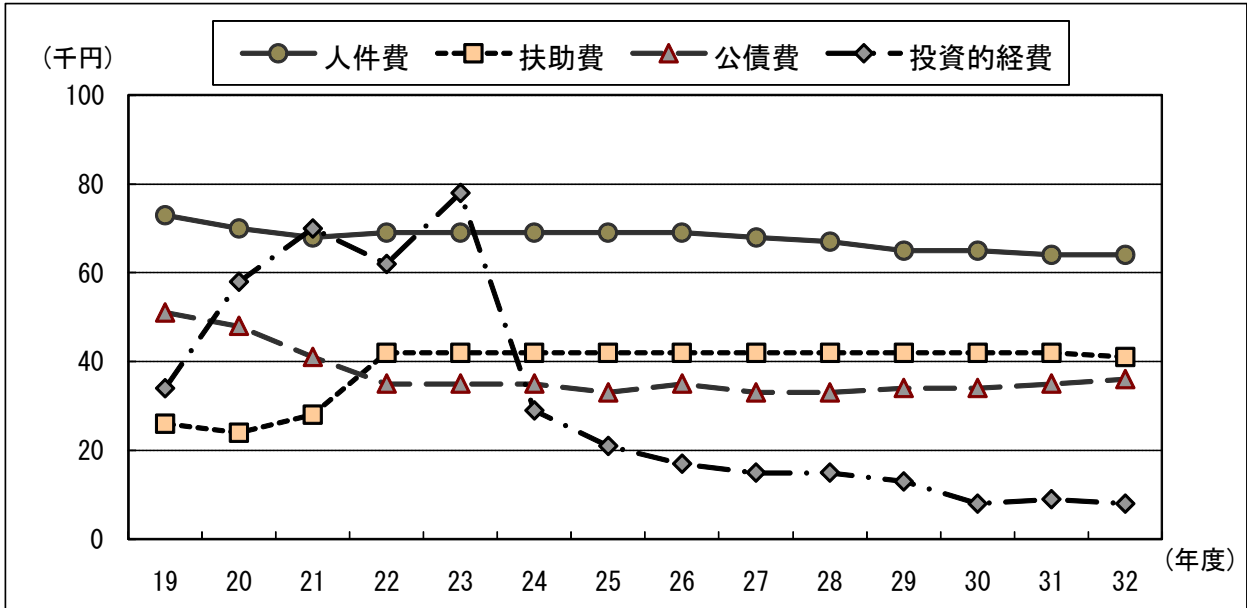


[単位：千円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市 税	140	140	134	125	125	125	125
地方交付税	78	83	92	95	87	84	83
区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
市 税	125	125	125	125	125	125	125
地方交付税	83	82	81	79	76	74	72

・ 平成19年度から21年度は決算額、平成22年度以降は計画額としています。

《市民一人あたりの主な歳出の推移》

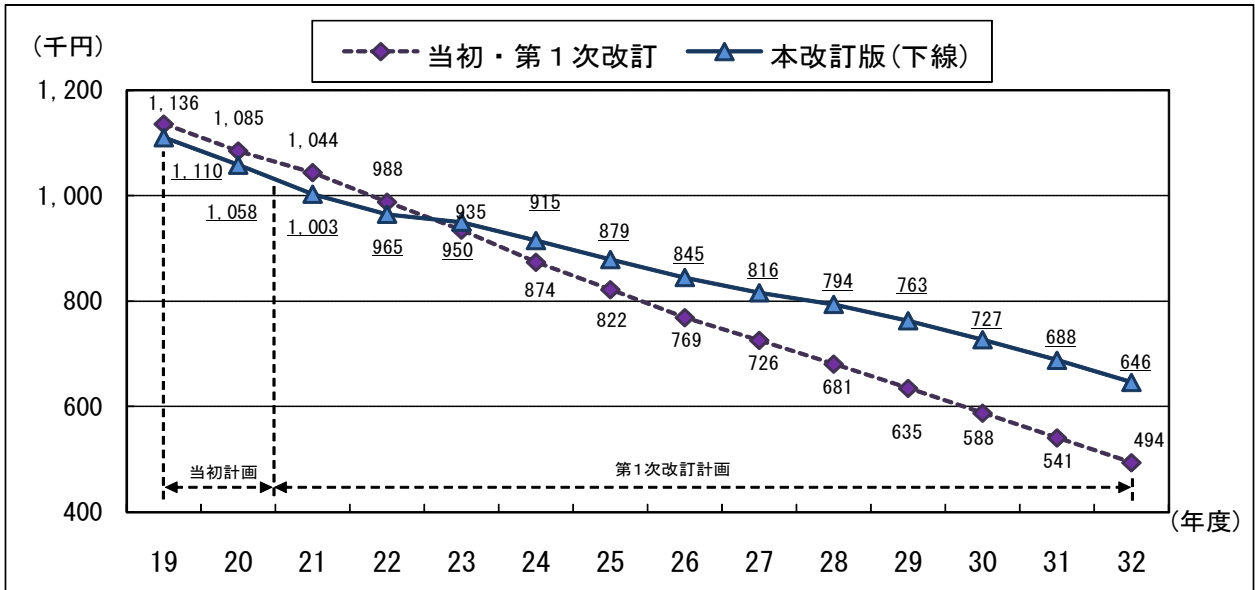


[単位：千円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	73	70	68	69	69	69	69
扶助費	26	24	28	42	42	42	42
公債費	51	48	41	35	35	35	33
投資的経費	34	58	70	62	78	29	21
区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人件費	69	68	67	65	65	64	64
扶助費	42	42	42	42	42	42	41
公債費	35	33	33	34	34	35	36
投資的経費	17	15	15	13	8	9	8

- ・ 平成19年度から21年度は決算額、平成22年度以降は計画額としています。

《市民一人あたりの借入金残高の推移》

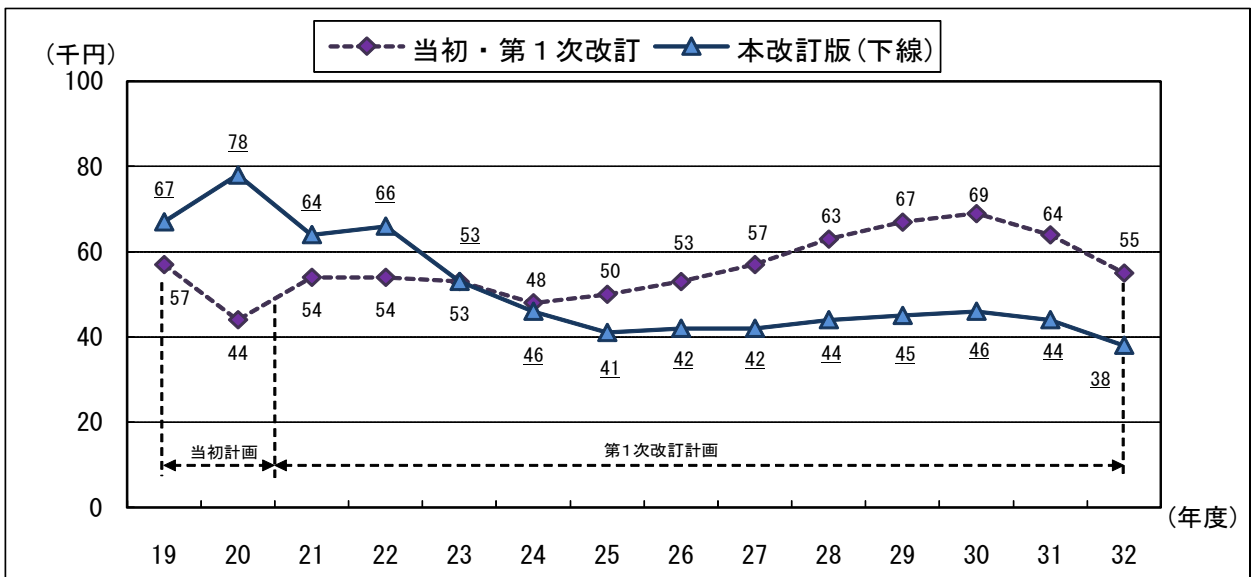


[単位：千円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
借入金残高		1,110	1,058	1,003	965	950	915	879
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
借入金残高		845	816	794	763	727	688	646

・平成19年度から21年度は決算額、平成22年度以降は計画額としています。

《市民一人あたりの積立金（基金）残高の推移》



[単位：千円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
積立金（基金）残高		67	78	64	66	53	46	41
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
積立金（基金）残高		42	42	44	45	46	44	38

・平成19年度から21年度は決算額、平成22年度以降は計画額としています。

(10) 財政健全化法における4指標の見通し

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、「財政健全化団体」及び「財政再生団体」を判断する4つの指標が示され、本宮市の平成19年度から平成21年度の各年度の決算において、いずれの指標も基準を下回りました。

本計画を着実に実行することにより、今後も基準を超えないものと推定されます。

実質赤字比率（要健全化団体基準値：11.25～15%以上）

毎年度の収入に占める普通会計赤字の割合を示す指標で、毎年度の決算に基づき比率が算出され、基準値についても財政規模に応じ毎年度算出されます。本宮市においては平成19年度から平成21年度の各年度の決算において該当しませんでした。平成22年度以降においても赤字にならないと見込まれるため、比率としては算出されません（該当しません）。

連結実質赤字比率（要健全化団体基準値：16.25～20%以上）

毎年度の収入に占める全会計の赤字総額の割合を示す指標で、毎年度の決算に基づき比率が算出され、基準値についても財政規模に応じ毎年度算出されます。本宮市においては平成19年度から平成21年度の各年度の決算において該当しませんでした。平成22年度以降においても赤字にならないと見込まれるため、比率としては算出されません（該当しません）。

実質公債費比率（要健全化団体基準値：25%以上 適正值：18%未満）

毎年度の収入などに占める公債費の割合を示す指標で、平成21年度の決算においては20.0%であり、財政健全化計画の策定が義務付けられる財政健全化団体には該当しませんでした。今後、徐々に比率は下がり平成23年度の決算において適正值である18%未満になる見込みです。

将来負担比率（要健全化団体基準値：350%以上）

毎年度の収入などに占める自治体が将来負担する可能性のある債務の割合を示す指標であり、平成21年度の決算においては211.4%であり、財政健全化団体には該当しておらず、将来的にも該当しない見込みです。

《財政健全化法における4指標の見通し》

区分 \ 年度	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 以降決算
実質赤字比率	該当なし	該当なし	該当なし	要健全化団体には該当しない見込み
連結実質赤字比率	該当なし	該当なし	該当なし	要健全化団体には該当しない見込み
実質公債費比率	21.5%	21.7%	20.0%	平成23年度決算において適正值（18%未満）になる見込み
将来負担比率	240%	225.1%	211.4%	要健全化団体には該当しない見込み

【用語一覧】

【あ】	
維持補修費	道路、公共施設などを管理(維持修繕)するために必要な経費。
一般会計	市町村の会計の中心をなす会計で、行政運営の基本的な経費全般を計上する会計である。本来会計は単一で経理をするのが理想的だが、行政活動は広範で多岐にわたるため、特定の目的については、必要に応じて特別会計を設置し、経理を明確にしている。
一般財源	市町村税や地方交付税のように、財源として使途が特定されず、どのような経費にも使用できるものをいう。
【か】	
起債制限比率	地方債の許可制限に係る指標として地方債許可指針に規定されたもの。 15%～20%未満の団体・・・要注意団体 20%～30%未満の団体・・・一般単独事業・厚生福祉施設整備事業の制限 30%以上・・・・・・・・・・一般事業債の制限
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各市町村が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を算定したものをいう。
義務的経費	法令やその性質により、支出が義務付けられている人件費、扶助費、公債費。
繰入金・繰出金	一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものである。他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」、その会計から他の会計へ資金を移す場合を「繰出」という。
繰替運用	一時借入金及び地方債の方法により基金を運用すること。
繰越金	決算上の剰余金で翌年度の歳入に編入された金額をいう。
形式収支	決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差引いた額。 【決算収支＝歳入－歳出】
減債基金	債務の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てる目的で設置する基金のこと。
公債費	市町村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。公債費の償還には地方税や使用料収入等が充当されるが、中には国からの元利補給や地方交付税でその元利金の償還財源が措置される場合もある。
公債費比率	市町村における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の、標準財政規模に対する割合をいう。
国庫支出金・県支出金	特定の事業等を行うために国や県から交付される補助金、交付金のこという。
【さ】	
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものである。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上を積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないことになっている。
財政力指数	普通交付税の算出の際に計算される指標で「1」に近いほど自主財源が多いといえる。

債務負担行為	履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつ。また、債務負担行為は、事業、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要がある。
実質赤字比率	財政健全化法及び同法施行令に規定されている毎年度の収入に占める一般会計赤字の割合を示す指標。早期健全化基準が 11.25～15%以上（財政規模に応じて算出）、財政再生基準が 20%以上となっています。
実質収支	歳入歳出差引額から翌年度に繰り越す必要のある財源を控除した純剰余金。 【実質収支＝（歳入－歳出）－翌年度へ繰り越すべき財源】
実質単年度収支	単年度収支（当該年度のみの実質的な収入と支出との差額）に当該年度に措置された黒字要素（財政調整基金積立額、地方債繰上償還額）、赤字要素（財政調整基金取崩額）を加味したもの。 【実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額】
実質公債費比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は、地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されることになる。 また、新財政健全化法に基づく判断基準指標の一つでもあり、25%以上となると財政健全化団体、35%以上で財政再生団体と位置づけられ、それぞれ財政健全化、財政再生に向けた計画の策定が義務付けられる。
将来負担比率	毎年度の収入などに占める自治体が将来負担する可能性のある債務の割合を示す指標。市町村の場合、350%であれば早期健全化団体とされる。
人件費	市町村長や職員の給与、議員の報酬などの経費である。
【た】	
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、その団体の当該年度のみの実質的な収入と支出の差額（前年度までの収支の累積を考慮しないもの）を表すもの。 【単年度収支＝当該年度実質収支－前年度実質収支】
地方交付税	地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、いずれも国税を財源として交付される税金。特別交付税は、その名のとおり災害等特別な事情でかかることになった経費の財源として国から支給されるのに対し、普通交付税は、通常の自治体の運営に必要な経費を、地方税等の収入で賄えないときに国から財源保障のために交付される税金。
地方債	市町村が行う長期の借入金で、政府や公営企業金融公庫、または銀行など民間資金から借入を行い、生活関連施設の整備や都市基盤、教育・文化施設の建設のための財源とされる。
地方譲与税	国税として徴収したものを、国が一定の基準により、市町村に対して譲与するものである。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。

地方税（市町村税）	租税のうち、市町村が課税権の主体であるもので、地方税法の定めるところによって税を課税・徴収することができる。（市町村民税[個人・法人]、固定資産税、たばこ税等）
積立金	計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは基金として管理される。
投資及び出資金・貸付金	財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費である。 このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当する。
投資的経費	道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費のことである。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されている。
特別会計	一般会計に対するもので、特定の事業を行う場合や、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理する場合に設置する会計である。工業用地造成事業特別会計や国民健康保険特別会計、水道事業会計などがこれにあたる。
【は】	
標準財政規模	地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標。 【市町村の場合：標準財政規模＝「基準財政収入額」－「譲与税等」×100/75 ＋「譲与税等」＋「普通交付税」】
扶助費	生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、法令外で支給する給付金などで、性質別分類では義務的経費に属する。
普通会計	一定の基準で会計を区分しなおしたものを普通会計という。自治体によって異なるが主に一般会計が含まれる。
普通建設事業費	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共施設などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいう。また、そのうちで国の補助・負担金を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独という。
物件費	市町村の経費のうち、消費的性質をもつ経費のことである。賃金、旅費、交際費、需用費などがこれにあたる。
補助費等	市町村から民間などに対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費である。主なものとして、住民団体等への補助金、講師謝金等の報償費、保険料等の役務費などが該当する。
【ら】	
類似団体	人口や産業構造が類似している同規模の自治体。類似団体の指数は、標準的な財政運営を行っている（実質単年度収支において著しく多額の赤字がない、地方債の元利償還金が著しく多額でない）市町村を選定し算出している。
臨時財政対策債	国が策定する地方財政計画の財源不足に対応するため借り入れできる特別な地方債で、普通交付税の肩代わりとしての性格を持つものである。
連結実質赤字比率	財政健全化法及び同法施行令に規定されている毎年度の収入に占める全会計の赤字総額の割合を示す指標。早期健全化基準が16.25～20%以上（財政規模に応じて算出）、財政再生基準が30%以上となっています。